

予防接種費用免除(無料)の取り扱いについて

生活保護世帯及び町民税非課税世帯の方は、次の方法で自己負担金が免除(無料)になります。次の①②③のうち、いずれか1種類を、医療機関で予防接種を受ける際に提出してください。

2回受けられる方はその都度必要です。2枚ご自分でご用意ください。

※①介護保険料通知書は、令和8年度より様式が変更になる可能性があります。

①介護保険料の通知書(2ページ目)のコピー

◆65歳以上の方には、介護保険料の通知書が毎年7月ごろに税務課から届きます。

◆2ページ目の『所得段階』が第1段階から第3段階になっている方に限り、自己負担金が免除(無料)になりますので、年度・氏名・所得段階の部分がはっきりわかるように、ご自身でコピーしてください。

※4~6月までに接種する場合は、前年度のものを使用してください。

②費用免除承認書

健康増進課(かりん健康センター)、福祉保険課(本庁)、各支所、出張所にて、事前に申請手続きが必要です。

【申請時に必要なもの】

- ◆本人もしくは同一世帯の方が申請する場合
 - ・申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証等)
- ◆同一世帯以外の方が申請する場合
 - ・申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証等)
 - ・委任状

③介護保険における負担限度額認定証(黄色の用紙)のコピー

◆介護保険サービスを利用されている方で、負担限度額認定証をお持ちの場合は、自己負担金が免除(無料)になります。

氏名、有効期限等の部分がはっきりわかるように、コピーしてください。

有効期限を過ぎていないことを必ず確認してください。